

2025年度届出 基準運賃率表

距離 重量		(単位:円)																														
		50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	250kmまで	300kmまで	350kmまで	400kmまで	450kmまで	500kmまで	550kmまで	600kmまで	650kmまで	700kmまで	750kmまで	800kmまで	850kmまで	900kmまで	950kmまで	1000kmまで	1,100kmまで	1,200kmまで	1,300kmまで	1,400kmまで	1,500kmまで	1,600kmまで	1,700kmまで	1,800kmまで	1,900kmまで	2,000kmまで	1000kmを超え 100kmまでごとの 加算額
10kgまで		1,370	1,410	1,430	1,430	1,450	1,450	1,470	1,470	1,560	1,560	1,580	1,580	1,590	1,590	1,610	1,610	1,720	1,720	1,720	1,730	1,750	1,770	1,790	1,810	1,830	1,840	1,860	1,880	1,900	1,920	19
20kgまで		1,510	1,560	1,600	1,640	1,660	1,670	1,700	1,730	1,850	1,880	1,920	1,950	1,960	2,000	2,020	2,060	2,180	2,190	2,260	2,270	2,330	2,390	2,450	2,510	2,570	2,620	2,680	2,740	2,800	2,860	59
30kgまで		1,660	1,690	1,730	1,790	1,830	1,860	1,890	1,900	2,050	2,050	2,090	2,170	2,200	2,250	2,290	2,340	2,500	2,550	2,580	2,620	2,700	2,780	2,860	2,940	3,030	3,110	3,190	3,270	3,350	3,430	81
40kgまで		1,820	1,850	1,950	2,020	2,090	2,150	2,210	2,300	2,460	2,500	2,600	2,640	2,720	2,800	2,860	2,900	3,120	3,190	3,260	3,350	3,490	3,630	3,770	3,910	4,060	4,200	4,340	4,480	4,620	4,760	141
60kgまで		1,950	1,990	2,120	2,220	2,340	2,430	2,510	2,630	2,860	2,900	3,010	3,110	3,200	3,270	3,380	3,440	3,710	3,810	3,900	3,960	4,140	4,330	4,510	4,700	4,880	5,060	5,250	5,430	5,620	5,800	184
80kgまで		2,220	2,310	2,470	2,630	2,770	2,920	3,050	3,190	3,500	3,640	3,770	3,890	4,050	4,190	4,290	4,440	4,780	4,940	5,050	5,200	5,480	5,750	6,030	6,300	6,580	6,860	7,130	7,410	7,680	7,960	276
100kgまで		2,510	2,610	2,820	3,040	3,220	3,400	3,570	3,750	4,110	4,270	4,440	4,620	4,770	4,960	5,130	5,310	5,740	5,910	6,090	6,260	6,620	6,970	7,330	7,680	8,040	8,390	8,750	9,100	9,460	9,810	355
120kgまで		2,790	2,920	3,180	3,410	3,640	3,880	4,040	4,270	4,670	4,830	5,100	5,310	5,510	5,710	5,880	6,120	6,620	6,820	7,020	7,260	7,690	8,120	8,540	8,970	9,400	9,830	10,260	10,680	11,110	11,540	428
140kgまで		3,090	3,220	3,530	3,830	4,090	4,370	4,590	4,830	5,330	5,570	5,810	6,040	6,290	6,530	6,770	7,040	7,640	7,890	8,130	8,390	8,910	9,420	9,940	10,450	10,970	11,480	12,000	12,510	13,030	13,540	515
160kgまで		3,370	3,540	3,880	4,220	4,530	4,830	5,080	5,360	5,950	6,190	6,480	6,740	7,040	7,310	7,600	7,900	8,570	8,880	9,150	9,450	10,040	10,630	11,230	11,820	12,410	13,000	13,590	14,190	14,780	15,370	592
180kgまで		3,630	3,850	4,220	4,620	4,980	5,300	5,570	5,890	6,510	6,850	7,160	7,480	7,810	8,120	8,450	8,730	9,500	9,840	10,190	10,520	11,190	11,870	12,540	13,210	13,890	14,560	15,230	15,900	16,580	17,250	673
200kgまで		3,770	4,050	4,440	4,820	5,250	5,540	5,790	6,230	6,860	7,120	7,530	7,850	8,180	8,520	8,870	9,200	10,010	10,370	10,730	11,080	11,800	12,510	13,230	13,940	14,660	15,370	16,090	16,800	17,520	18,230	715
250kgまで		4,380	4,670	5,180	5,700	6,140	6,560	6,960	7,370	8,170	8,590	9,000	9,430	9,870	10,280	10,730	11,130	12,120	12,570	13,010	13,460	14,350	15,240	16,130	17,020	17,910	18,800	19,690	20,580	21,470	22,360	890
300kgまで		5,070	5,460	6,070	6,630	7,210	7,700	8,230	8,720	9,680	10,200	10,710	11,220	11,740	12,270	12,780	13,300	14,480	15,020	15,560	16,110	17,200	18,280	19,370	20,450	21,540	22,630	23,710	24,800	25,880	26,970	1,086
350kgまで		5,700	6,200	6,920	7,520	8,280	8,880	9,390	10,040	11,130	11,670	12,350	12,990	13,600	14,210	14,820	15,420	16,820	17,460	18,080	18,740	20,020	21,310	22,590	23,880	25,160	26,440	27,730	29,010	30,300	31,580	1,284
400kgまで		6,400	6,960	7,790	8,620	9,370	10,050	10,710	11,400	12,680	13,380	14,100	14,790	15,520	16,230	16,920	17,620	19,200	19,950	20,700	21,430	22,910	24,390	25,880	27,360	28,840	30,320	31,800	33,290	34,770	36,250	1,482
450kgまで		7,080	7,730	8,650	9,550	10,430	11,210	11,970	12,720	14,160	14,980	15,770	16,570	17,380	18,200	19,000	19,800	21,580	22,400	23,270	24,090	25,770	27,450	29,130	30,810	32,500	34,180	35,860	37,540	39,220	40,900	1,681
500kgまで		7,760	8,470	9,490	10,420	11,500	12,340	13,160	14,070	15,680	16,510	17,460	18,360	19,250	20,130	21,040	21,950	23,920	24,860	25,840	26,760	28,640	30,510	32,390	34,260	36,140	38,020	39,890	41,770	43,640	45,520	1,876
550kgまで		8,440	9,260	10,400	11,490	12,580	13,520	14,460	15,420	17,180	18,160	19,150	20,130	21,140	22,130	23,140	24,090	26,280	27,350	28,370	29,420	31,500	33,570	35,650	37,720	39,800	41,870	43,950	46,020	48,100	50,170	2,075
600kgまで		9,130	10,020	11,260	12,340	13,650	14,680	15,710	16,750	18,670	19,780	20,840	21,920	23,010	24,090	25,200	26,280	28,660	29,790	30,930	32,060	34,330	36,610	38,880	41,150	43,430	45,700	47,970	50,240	52,520	54,790	2,273
650kgまで		9,790	10,760	12,040	13,420	14,740	15,850	16,960	18,090	20,160	21,350	22,540	23,700	24,900	26,090	27,250	28,440	31,040	32,250	33,490	34,730	37,200	39,580	42,150	44,620	47,100	49,570	52,040	54,510	56,990	59,460	2,473
700kgまで		10,470	11,500	12,970	14,360	15,780	17,000	18,200	19,410	21,680	22,940	24,230	25,480	26,780	28,050	29,320	30,580	33,390	34,730	36,050	37,380	40,050	42,720	45,390	48,060	50,730	53,390	56,060	58,730	61,400	64,070	2,669
750kgまで		11,170	12,260	13,840	15,320	16,850	18,170	19,480	20,770	23,180	24,550	25,920	27,270	28,650	30,030	31,400	32,750	35,750	37,180	38,630	40,040	42,910	45,770	48,640	51,510	54,380	57,240	60,110	62,980	65,840	68,710	2,867
800kgまで		11,840	13,000	14,680	16,290	17,930	19,330	20,700	22,100	24,700	26,140	27,610	29,060	30,540	31,980	33,450	34,940	38,120	39,650	41,180	42,730	45,800	48,860	51,930	54,990	58,060	61,130	64,190	67,260	70,320	73,390	3,066
850kgまで		12,500	13,780	15,550	17,260	19,000	20,480	21,960	23,440	26,170	27,710	29,300	30,850	32,400	33,960	35,520	37,080	40,470	42,110	43,740	45,370	48,630	51,900	55,160	58,430	61,690	64,950	68,220	71,480	74,750	78,010	3,264
900kgまで		13,190	14,500	16,430	18,220	20,040	21,650</																									

Ⅱ. 割 増 率 表

(1) 品 目 割 増

項 目	内 容	割増率
易 損 品	1. 引越荷物 2. ショーケース 3. 楽器類及びその部品又は附属品、精密機械、度量衡器及びその部品	2割増
貴 重 品 高 価 品	1. 貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	10割増
火 薬 類 発 煙 品 濃 酸 類	1. 火薬、爆薬、火工品(雷管、火管、導火線、導爆線、実包、空包煙火、信号えん管、信号火せん発煙剤)、その他これらに類するもの 2. 硝酸、硫酸、塩酸(類酸含有量1/10以下の希硝酸、希硫酸、希塩酸を除く。)、沸化水素酸、塩化スルホン酸、その他これらに類するもの	10割増

(2) 特 大 品 割 増

項 目	割増率
1個の長さ4.5メートル、重量500キログラム又は容積2立方メートルを超えるもの	2割増

Ⅲ. 諸料金

1. 集貨料又は配達料

- (1) 集貨又は配達の距離が15キロメートルを超え20キロメートルまでの間のものについては、50キログラムまでを170円とし、50キログラムまでを増すごとに170円を加算する。
- (2) 集貨又は配達の距離が20キロメートルを超えるものについては、上記(1)による額に、5キロメートルまでを増すごとに上記(1)により計算した額を加算する。

2. 再配達料

- (1) 再配達の距離が15キロメートル以内のときは、50キログラムまで 450円
以上50キログラムまでを増すごとに 170円
- (2) 15キロメートルを超える場合は、(1)のほか1の配達料を加算する。

3. 移送料

- (1) 車側から30メートルを超えるものについて30メートルまで、50キログラムまでを増すごとに 120円
- (2) 縦持ちにあつては、50キログラムまで1階を増すごとに 120円

4. 地区割増料

- (1) 東京都特別区、大阪市
50キログラムまでを増すごとに 150円
- (2) 札幌市、仙台市、宇都宮市、さいたま市、川口市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、姫路市、岡山市、広島市、松山市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市
50キログラムまでを増すごとに 110円
(該当都市については総務省住民基本台帳より前年末に人口50万人以上であった都市について、翌年4月1日より適用とする)

5. 冬期割増料

- (1) 北海道(11月16日から4月15日まで)
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 340円
以上50キログラムまでを増すごとに 150円
- (2) 青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井の各県(12月1日から3月31日まで)
発送・到着ごとに1口50キログラムまで 180円
以上50キログラムまでを増すごとに 50円

6. 連絡運輸中継料

- 中継1回につき、50キログラムまで 930円
以上50キログラムまでを増すごとに 210円

7. 保管料

- 50キログラムまで1日までごとに 90円

8. 積込料及び取卸料

- 1時間ごとに 上限2,250円 下限1,350円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受

※作業員1人あたりの料金

9. 待機時間料について

- 30分を超える場合において30分までごとに 上限1,670円 下限370円

10. 貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲

荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合の運賃の減額について

(1) 30キログラムまで	120円
(2) 30キログラムを超え50キログラムまで	140円
(3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに	90円

IV. 消費税及び地方消費税の加算

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

V. 運賃料金適用方

(運賃の適用範囲)

1. この運賃料金は、一般貨物自動車運送事業者が積合せ運送する貨物に適用します。

ただし、宅配便として受託した貨物の運送であって、別途これに関する運賃を届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

2. 運賃及び料金は、貨物1口ごとに計算します。

(1口の意義)

3. 1口とは、荷送人、荷受人、発営業所、着営業所、集貨先、配達先、託送の時及び運賃支払方法が同じものをいいます(営業所には荷扱所を含みます。以下同じ。)

(運賃計算の方法)

4. 運賃は、貨物の運送距離及び重量によって基準運賃率表に掲げてある金額(基準運賃といいます。以下同じ。)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減したうえで上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(3) 上記により計算された金額に100円未満の端数を生じたときは、100円に切り上げます。

(運送距離の計算)

5. 運送距離

(1) 貨物の発地から最寄りの営業所との間の行政区間のキロ程

(2) 発着営業所間の行政区間のキロ程

(3) 貨物着地から最寄りの営業所との間の行政区間のキロ程

(1)から(3)を合算した距離で計算します。

ただし、貨物の発地又は着地のいずれか一方又は両方が東京都特別区又は大阪市である場合には、当該地域内に最寄りの営業所が存するものとみなします。

(経路が2以上ある場合の運送距離の計算)

6. 貨物の運送の経路が2以上ある場合の運送距離計算は最短キロ程の経路によります。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

(連絡運輸の場合の運送距離)

7. 一般貨物自動車運送事業者で特別積合せ貨物運送を行う事業者相互間における連絡運輸の場合の運送距離は、連絡運輸当事者の運送距離を通算して計算します。

(重量の計算)

8. 貨物の運賃計算重量は、貨物の実重量又は容積によって換算した重量のいずれか大きい方によります。この場合の容積換算重量は、1立方メートルを280キログラムに換算します。

(割増率及び割引率の計算)

9. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減したうえで計算します。

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1口の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率によります。

(特大割増)

11. 貨物の長さ、重量又は容積が特に大きなときは所定の割増率を適用します。

(特約割引)

12. 3ヶ月以上にわたり常時大量に運送される貨物であって、特約(文書をもって運送契約を締結したものに限る。)したものについては15%以内の割引率を適用することができます。

(諸料金の計算)

13. 集貨又は配達料、移送料及び再配達料以外の諸料金には割増率は適用しません。

(2) 割増率により計算された金額に10円未満の端数を生じたときは、10円に切り上げます。

(集貨又は配達料)

14. 貨物の集貨又は配達料は、貨物の発地又は着地の最寄りの営業所を起算点とし、15キロメートルを超える部分については所定の集配料を収受します。

(再配達料)

15. 荷主側の責により貨物を引渡すことができず持ち戻った場合で荷主から再配達を求められたときは、所定の再配達料を収受します。

(移送料)

16. 貨物の引受け又は引渡しの際に、貨物を車側から30メートル以上横持ちし、又は建造物の上下2階目以上に縦持ちしたときは、所定の移送料を収受します。ただし、貨物移送のための特別の設備があり、これを利用した場合はこの限りではありません。

(地区割増料)

17. 貨物の発地又は着地が、東京都(特別区に限ります。)又は住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

(冬期割増料)

18. 貨物の発地又は着地が、冬期割増地域の場合は、所定の冬季割増料を収受します。

(連絡運輸中継料)

19. 7の連絡運輸に係る貨物については、所定の連絡運輸中継料を収受します。

(保管料)

20. 荷主の依頼により、又は事業者の責によらない事由により貨物を保管した場合は、所定の保管料を収受します。保管料は、次の日数(暦日)によって計算します。

(1) 発送の場合は、貨物の保管当日から発送日の前々日までの日数。

(2) 到着の場合は、荷受人に貨物の到着通知を発した日(到着通知不用の特約がある場合は、引渡し準備が終った日)の翌々日から引渡し当日までの日数

(貨物の持込み又は引取りの際の運賃の減額に係る範囲)

21. 荷主が貨物を営業所に持込み又はあらかじめ着営業所から引取る旨の契約をした場合には、4により計算した運賃から次の金額を減じます。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| (1) 30キログラムまで | 120円 |
| (2) 30キログラムを超え50キログラムまで | 140円 |
| (3) 50キログラムを超えるものは50キログラムまでを増すごとに | 90円 |

(パレット使用貨物)

22.-1 集貨先から配達先まで通してJIS規格のパレット(荷主側が提供したものに限ります。)を使用して運送する貨物については、50キログラムまでごとに20円を4により計算した運賃から減じます。

(積込料及び取卸料について)

-2 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又はと取卸料を収受します。

- (1) 車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。
- (2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
- (3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(待機時間料について)

-3 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

23. 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

- (2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

24. 運賃及び料金の計算は、次の順序により計算します。

- ① 距離、重量による運賃の計算
- ② 割増率、割引率適用の計算
- ③ 上・下10%幅の適用計算
- ④ 4の(3)による端数処理
- ⑤ 持込み、引取り及びパレット使用の減算
- ⑥ 諸料金(13の(2)による端数処理を含む。)の計算
- ⑦ 23による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

(実費負担)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、運送保険の締結、その他の附帯業務に伴う費用は実費として収受します。

26. 貨物の運送に附帯して品代金を取立てた場合は実費を収受します。

27. 館内配送料が発生する場合は、実費を収受します。
28. 貨物の発地、着地が離島の場合は、当社の定める金額を収受します。
29. 日祝日配達指定貨物については、当社の定める金額を収受します。
(年末年始等当社が定めた休業日は配達指定をお受けいたしません。)

30. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

運送区間中にフェリーボードを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

$$\frac{\text{通常の使用車両の航送料} + 1\text{時間当り固定費} \times \text{航送所要時間}}{\text{最大積載量} \times \text{通常}の\text{積載効率}}$$

(その他)

31. この運賃及び料金の適用に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者の取り決め、又は慣習によることができます。